

総務企画委員会会議記録

総務企画委員長 嶋 幸一

1 日 時

平成27年12月11日（金） 午後1時01分から
午後3時18分まで

2 場 所

第4委員会室

3 出席した委員の氏名

嶋幸一、井上伸史、衛藤博昭、元吉俊博、守永信幸、藤田正道、佐々木敏夫

4 欠席した委員の氏名

な し

5 出席した委員外議員の氏名

な し

6 出席した執行部関係の職・氏名

総務部長 島田勝則、企画振興部長 廣瀬祐宏 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第108号議案から第114号議案まで及び第129号議案については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 第119号議案については、可決すべきものと商工労働企業委員会に回答することを全会一致をもって決定した。
- (3) 県有財産総合経営計画について、県立芸術文化短期大学キャンパス整備設計者の選定結果について、国民文化祭の内定について、祖母傾ユネスコエコパークについて及び大分フットボールクラブについてなど、執行部から報告を受けた。
- (4) 閉会中の継続調査について、所定の手続をとることとした。

9 その他必要な事項

な し

10 担当書記

議事課委員会班	課長補佐（総括）	井上薫
政策調査課政策法務班	副主幹	礪崎香織

総務企画委員会次第

日時：平成27年12月11日（金）13：00～

場所：第4委員会室

1 開 会

2 総務部関係

13：00～14：10

(1) 合い議案件の審査

第119号議案 大分県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止等について

(2) 付託案件の審査

第108号議案 大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について

第109号議案 大分県行政不服審査会条例の制定について

第110号議案 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について

第111号議案 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

第112号議案 当せん金付証票の発売について

第113号議案 大分県税条例等の一部改正について

第114号議案 森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正について

第129号議案 職員の給与に関する条例等の一部改正について

(3) 諸般の報告

①県有財産総合経営計画について

(4) その他

3 企画振興部関係

14：10～14：50

(1) 諸般の報告

①県立芸術文化短期大学キャンパス整備設計者の選定結果について

②国民文化祭の内定について

③祖母傾ユネスコエコパークについて

④大分フットボールクラブについて

⑤おんせん県おおいたデスティネーションキャンペーンの経済波及効果について

⑥政策条例の効果の検証について

(2) その他

4 協議事項

14:50～15:00

- (1) 閉会中の継続調査について
- (2) その他

5 閉 会

会議の概要及び結果

嶋委員長 ただいまから、総務企画委員会を開きます。

本日は、都合により企画振興部と総務部の審査の順番を入れかえましたので、よろしくお願ひします。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けました議案 8 件及び商工労働企業委員会から合議のありました議案 1 件であります。

この際、案件全部を一括議題とし、これより総務部関係の審査に入ります。

まず、合議案件の審査に入ります。

商工労働企業委員会から合議のありました第 119 号議案大分県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止等についてのうち、本委員会関係部分について、執行部の説明を求めます。

山本行政企画課長 それでは、第 119 号議案大分県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の廃止等についてご説明いたします。

議案書では 37 ページでございますが、説明のほうは別にお手元にお配りしています総務企画委員会説明資料の 1 ページのほうで確認していただければと考えております。

まず、1 の法律の概要でございますが、米印の部分にありますように、電子署名はオンラインでの行政手続などを行う際に印鑑を押す行為に相当するものでございまして、これを電子的に行うというものでございます。この電子署名が真正なものであることを認証する電子証明書、印鑑証明のようなものでございますけれども、この発行に関して、その仕組みなどが想定をされているところでございます。

2 の法律の改正内容をごらんください。

28 年 1 月のマイナンバー法の施行に伴いまして、電子証明書の事務を行う主体がこれまでの都道府県からマイナンバーの作成を行います地方公共団体情報システム機構、J-LIS と言っておりますが、こちらのほうに移ることになりました。

これに伴いまして、3 の条例改正の場合でございますけれども、1) にありますように、これまで事務の実施主体として電子証明書の発行手数料などを県条例で定めておりましたけれども、この県条例を廃止するものでございます。

また、2) にありますように、これまで電子証明書の発行手数料の徴収事務を事務処理の特例に関する条例によりまして市町村で行っておりましたが、この事務を移譲事務から削除するものでございます。

なお、以上の改正は法の施行に合わせまして、平成 28 年 1 月からということにいたしております。

説明は以上で終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

井上副委員長 ちなみに、大体どのくらいそういう電子関係の処理はしていたんですか。

山本行政企画課長 この事務自体が、県がまた地方公共団体情報システム機構、こちらのほうに委託をする形でやっております。直接の発行事務は機構のほうで行っております。

したので、県のほうで今、手元に件数データが……

井上副委員長 把握していないんですか。

山本行政企画課長 はい。

井上副委員長 まあ、おおむねどのくらいかぐらいはわからんの。お願いしますね。

山本行政企画課長 はい。また調べてご報告させていただきます。

井上副委員長 じゃないと、幾らやったか実感がわからないからね。そういう意味です。

衛藤委員 J-L I Sに委託されるという話、この委託の支払いは幾らぐらいになるんでしょうか。

山本行政企画課長 発行手数料を市町村が徴収をして機構のほうに支払うという格好になっております。この手数料は1件500円という額になってございます。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案のうち、本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと商工労働企業委員会に回答することに、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと商工労働企業委員会に回答することに決定いたしました。

それでは、付託案件の審査に入ります。

第108号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正について、審査を行います。

本案については、福祉保健生活環境委員会、農林水産委員会及び土木建築委員会にも関係がありますので、合い議を行っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

山本行政企画課長 第108号議案大分県の事務処理の特例に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書は6ページからでございます。説明は、同じく総務企画委員会説明資料のほうで行わせていただきます。

2ページのほうをお開き願いたいと思います。2ページから4ページまでがこの案件の資料でございます。

事務処理の特例に関する条例は、Iにありますように、地方自治法の規定に基づきまして、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関して必要な事項を定めるものでございます。

今回の改正は、特例条例の改正と、IIの事務手数料等を定めた大分県使用料及び手数料条例の改正をあわせて行うものでございます。

特例条例の改正は6項目ございます。

1つ目は、農地法に基づく事務でございます。1)の①にありますように、地方分権の第5次一括法により、農地転用許可権限とあって、県の自治事務の範囲が拡大されました。

恐れ入りますが、4ページのほうをごらんいただきたいと思います。

4ページに模式図をつけておりますが、図の左側が現行でございます。現行は2ヘクタール以下の部分が県の自治事務ということでございますが、それが右にありますように、自治事務の範囲が4ヘクタールまで拡大をされるということになりました。この自治事務

に関する権限を、これまで希望する7市町村に移譲しておりましたが、今回、拡大されました権限などについて、同意を得ました津久見市、姫島村、日出町の3市町村に移譲することにしたいというものでございます。

恐れ入ります、2ページのほうにお戻り願います。

2ページの2の土地区画整理法に基づく事務でございますが、農業委員会等に関する法律の改正に伴いまして、県農業会議が農業委員会ネットワーク機構に移行されるということになりました。土地区画整理事業の策定等に関する意見聴取先が県農業会議から各農業委員会へ変更されるものでございます。

なお、この改正による市町村への移譲事務についてというものはございません。

1番下の3の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく事務でございますが、現在、町村で実施しております特別障害者手当や福祉手当などの支給事務を条例上明確に規定させていただきたいというものであります。

なお、この改正による町村への移譲事務の追加というものはございません。

次に、3ページのほうをごらんいただきたいと思います。

3ページは保健所設置市であります大分市への移譲事務に関するものでございます。

1の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務は、現在、県が行っております高度管理医療機器などの営業所の管理者の県の許可というものを第5次一括法により保健所設置市であります大分市が行うこととなりますので、現在、大分市に移譲しております経由事務の規定を廃止するというものでございます。

2の歯科技工士法施行規則に基づく事務は、厚生労働省令の施行に伴いまして、県が行っております歯科技工士試験の合格証明書の発行事務を国が行うということになりました。このため、現在、大分市に移譲している経由事務の規定を廃止するものでございます。

また、これに伴いまして、Ⅱの1のとおり、使用料及び手数料条例に規定されております交付手数料の廃止もあわせて行うというものでございます。

それから、3の保健師助産師看護師法施行令に基づく事務、薬剤師法施行令に基づく事務は、条ずれを解消する規定整備でございます。

改正条例の施行日につきましてはⅢのとおりでございますが、2番目の歯科技工士法施行規則の改正につきましては、平成28年3月1日に施行されることになってございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

嶋委員長 以上で説明は、終わりました。これより質疑に入ります。

井上副委員長 ちょっとお聞きします。4ヘクタールに拡大ということですが、いわゆる太陽光発電だのが出た場合において、農地転用が非常に厳しい状況になるんです。そうすると4ヘクタール以内だと市町村の権限によってそういった許可等については協議されるということで、市町村の権限ですから、市町村が許せばそういったことについてはできるという解釈、そういったものも含めて太陽光発電等の関係についても含めて、そういう処理がなされているという解釈でよろしいんですか。

山本行政企画課長 これまで県が2ヘクタールまでは県自身の権限として県の判断として行っておりました。これを超えて4ヘクタールまでの部分は、県が判断を行いますけれども、国との協議が要るということになっていまして、農政局に協議をして同意を得るということでございます。これが4ヘクタールまで広がるということでございます。

転用許可に当たっては、その判断の基準が設けられておりまして、その基準に沿って一連の団地であるところについては認めないとか、そういった基準に基づいて判断を行っております。

県が行っておりますものと同様の基準に基づいて、今回、権限移譲が拡大されます3市町村については、市町村の判断として、基準に基づいて判断を行っていただくということになります。

井上副委員長 では、現在、移譲済みと未移譲市町村というのは、未移譲についてはそういった申請が今までなかったという解釈でよろしいんですかね。

山本行政企画課長 権限の移譲につきましては、市町村と協議組織を持ちまして、市町村がどういった事務の権限を求めるかということですとお話をさせていただいております。県としては、農地転用許可の事務に関しては、基本的に市町村が希望をされる場所に関しては移譲させていただくという姿勢になっております。

ただ、権利関係に係る部分でございますので、市町村としてなかなか判断をしづらいといったことで、ここは県に判断してほしいとおっしゃる仕事もございます。そこは、市町村が積極的に自分たちのまちづくりとして、自分たちの地域づくりとして権限を欲しいとおっしゃるところに、これまで移譲をさせていただいてきたというところがございます。

井上副委員長 基本的には、市町村長の判断でいいんですね。

山本行政企画課長 それは、市町村長さんがご判断をした、希望されるということになれば、県としては積極的に権限を移譲させていただきたいと思っております。

元吉委員 移譲したところとしていないところ、移譲したところは自分のところ独自で地域づくりを考えてということなんですけど、違いが出てきているんですか。例えば、農地法の審議内容とかで。

山本行政企画課長 基本的に農地転用許可に関してはベースがございます。その基準に反したような、裁量的な運用というのはなかなかできないわけがございます。ですから、農地の団地を守るという、そういうベースの中で許可をしておりますので、県が判断するものと市町村が判断するものとで内容が異なるということはないというふうに思います。

ただ、判断をする段階を経ていって、まず市町村が受け付けて農業委員会の意見を聞いて、また県に申達をしてといったことで、時間的な審議の時間というものが、やはり市町村がみずから判断されるほうがより早く結果までたどり着くんじゃないのかなというふうに思っております。

元吉委員 ということは、権限移譲している市町村の、例えば農業委員会事務局の担当は、していないところよりも県レベルまで達しているということや。そういう判断とか農地法の内容について。

山本行政企画課長 基本的に、市町村としても意見を付して県に出されますので、そこでしっかり市町村としてのお考えというものを判断されているというふうに思いますし、農地法に関する制度というのは市町村の職員の方も理解をされ、習熟をされていらっしゃるというふうに思います。

ただ、最後のところで、みずから判断をするのか意見を付して出すのかというところで、より重い責任といいますか、判断の責任を背負うということでは、やはりその当事者意

識といたしますか、最終責任といたしますか、そういう部分で重たい判断をやはり権限をお持ちのところはされていらっしゃるというふうには推測をいたします。

元吉委員 ようわからん。いいです。

嶋委員長 そもそも未移譲の11市町は別にして、権限移譲をしている7市町村のうち別府市以下の4市は継続協議ということになっていますが、これ、何かネックになっているところがあるんですか。

山本行政企画課長 やはり面積が拡大しますと、より大きな開発行為について判断をしなければならぬ。そうなりますと、より地権者と周辺住民なりというところの意見の不一致とか、そういうものも出てくる。少し様子を見たい、また、ほかの自治体の取り組みも見たいということで、まだ、今段階では判断に至らないというところがあるんじゃないかなというふうに思います。

嶋委員長 地方創生ということが言われ始めて、基礎的自治体はやっぱり自分たちの地域のことは自分たちでやっていこうという流れの中で、積極的にもっと踏み込んでいいのではないかなと思うんですが、そこら辺どうなんですか。

山本行政企画課長 そこら辺、まだ制度の改正時ということで、戸惑いもあるのかもしれませんが。県としては、引き続き、今2ヘクタールを移譲している市町村も、また未移譲の市町村についても、働きかけもし、プッシュもしていければというふうに思っております。

ちなみに、未移譲市町村の11のうち大分市は、この模式図のうちの1番右側ですが、指定市町村というのがあります。国は県と並ぶようなレベルの体制を整えて事務処理を行うという市町村、そういうみずから手を挙げて県と同等の権限を欲しいという市町村については、国が指定をして県と同等の権限を付与するという仕組みを今回、つくっております。大分市は指定市町村のほう、県と同様の権限を持つ団体になるべく、今検討を進められているというふうに伺っております。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案については、福祉保健生活環境委員会、農林水産委員会及び土木建築委員会に合議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第109号議案大分県行政不服審査会条例の制定について及び第110号議案行政不服審査会法の施行に伴う関係条例の整備については、関連がありますので一括して執行部の説明を求めます。

下郡法務室長 第109号議案大分県行政不服審査会条例の制定及び第110号議案行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について、ご説明いたします。

議案書は8ページでございますが、資料の5ページをごらんください。

行政不服審査法は、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立てについての手続を定めたものでございますが、昨年6月に全部改正され、平成28年4月1日からの施行が予定されております。

第109号議案及び第110号議案につきましては、いずれもこの行政不服審査法の全

部改正に伴う条例ですので、まず、行政不服審査法の改正の概要をご説明いたします。

(1) の不服申立て構造の見直しです。

改正前の行政不服審査法では、不服申立ての手續について、処分庁に上級行政庁がない場合の異議申立て、上級行政庁がある場合の審査請求という2つの手續があり、これらを総称して不服申立てという用語が使われておりましたが、今回の改正で、これらの手續を全て審査請求に一元化いたしました。

(2) の公平性の向上です。真ん中の改正後の図をごらんください。

新たな制度では、審査庁が、原処分に関与していない職員のうちから審理員を選任します。その審理員が審理手續を行い、審査請求人、処分庁双方の言い分を聴いて審理員意見書を作成し、審査庁に提出します。それを受けて審査庁は、第三者機関に諮問し、その意見を聴いた上で裁決をするという仕組みになります。審理員、第三者機関という、原処分に関与していない2つの機関の意見を裁決に反映させることにより、公平性を向上させようというのが、今回の法改正のポイントです。

そのほか、審査請求期間を従来の60日から3カ月に延長し、標準処理期間の設定を努力義務にするなどの改正が行われました。

それでは、第109号議案の大分県行政不服審査会条例の制定について説明いたします。説明資料の2の項です。

(1) 条例制定の理由ですが、新法で導入される第三者機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該機関を置く地方公共団体の条例で定めることとされましたので、今回、この条例の制定を提案させていただくものです。

6ページをお開きください。

(2) 審査会の組織及び運営の概要ですが、名称は大分県行政不服審査会、委員の人数は、3人以上6人以内とします。

国の審査会では、委員を9人として、3人ずつ3つの部会での運営が予定されていますが、本県の場合、規模が違いますので、当面3人の委員を任命し、案件が多くなった場合は、さらに3人を任命して2つの部会にして運営することとしております。

委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者の中から知事が任命します。任期は3年で、秘密保持の義務や政治活動の制限等を規定していますが、これらはいずれも国の審査会と同様としております。

次に、第110号議案の行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備について、ご説明いたします。

今回(2)の改正条例一覧に掲げております7本の条例について、(1)の改正の概要に上げた4通りの改正がございます。

まず①ですが、行政不服審査法の全部改正に伴い、条例に引用している同法の法律番号や条項番号等を改正する必要があります。

②ですが、不服申立て、異議申立てを審査請求に一元化したことに伴う用語の整理を行います。

次に③ですが、情報公開及び個人情報の開示に係る審査請求については、現行の手續においても情報公開・個人情報保護審査会が実質的な審理を行っており、十分に手續の公正

性の確保が図られていることから、審理員制度の適用を除外します。

④ですが、新法では審査請求に係る提出書類等について写しの交付を受けることができることとなり、交付を受ける者は条例で定める額の手数料を納めることとなったことから、使用料及び手数料条例を改正し、手数料を新設します。額は、A4用紙1枚当たり10円、カラーは50円といたしておりますが、情報公開請求の費用の額と同額です。

(2)の表に掲げる7つの条例について、それぞれに対応する改正内容の番号を掲げております。

施行期日は、新しい行政不服審査法の施行日としており、平成28年4月1日の予定です。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

衛藤委員 この行政不服審査請求というのは年間どれぐらい発生しているのでしょうか。

下郡法務室長 年間ばらつきがございますが、過去3年を見ますと、10件から20件の間というような感じでございます。まあ、十五、六件。内容としましては、県税の徴収ですとか、生活保護の関係の不服があるからということ。

衛藤委員 あともう1つ、委員の要件で書いているんですけど、これは具体的にどのような職業が対象になるのでしょうか。

下郡法務室長 法律又は行政に関して優れた識見を有するといいますと、通常、弁護士さんとか大学の教授、先生方とかその辺の方と、あと、それぞれの行政に関しての知識を有する、例えば、税が多ければ税理士、公認会計士あたりとか、そういう人選を考えておりますが、まだこれから決定していきます。

嶋委員長 この審査会条例の制定の説明書には、審査会の委員等の説明はありましたが、審理員制度については説明がなかったんですが、もうちょっと詳しくご説明いただけますか。

下郡法務室長 審理員は、これまで審査請求とかがございましたら、どこが審査をするか、審査を受けたということで、特に決まっていなかったんですけども、審理員はあくまでもそれぞれの処分に関与していない職員を行政庁の職員の中からですけども、指名をいたしまして、この職員が審議に当たっての主宰をするという形になっております。

具体的に言いますと、例えば、個別の事務事業担当課が審査請求を受けた場合は、それぞれの所管とか各部局の主管課のそれなりの職にある方を指名すると、そういうようなことを考えております。

嶋委員長 それは複数ですか。

下郡法務室長 これは案件ごとに指名をすることとなりますので、1人が何件も担当する場合もあれば、それぞれ特別の案件が生じたときに指名をするということになります。また、あらかじめこういう場合の審理員の予定者名簿をつくることともなっております、それで予定をした上で研修等も重ねていきたいと思っております。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようですので、これより採決いたします。

まず、第109号議案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、第109号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第110号議案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、第110号議案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第111号議案議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、執行部の説明を求めます。

藤原人事課長 第111号議案議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

議案書の15ページですが、説明資料の7ページでご説明いたします。

項目1の枠内に記載しておりますとおり、常勤職員の公務中の災害が地方公務員災害補償法に基づいて補償されるのに対しまして、本条例については、議会の議員及びその他非常勤の職員の公務中の災害に係る補償について規定するものです。条例の規定の趣旨としては、これまでと変わるものではありませんが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、共済年金制度を厚生年金制度に統一するための、いわゆる一元化法が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、関係する規定の整備を行うものです。

今回改正があるのは、項目3の枠内に記載しております併給調整制度の部分です。公的年金の障害に対する年金と、本条例で支給する公務災害の傷病者に対する年金が併給される場合、一方を減額して支給する制度となっております。厚生年金、共済年金と本条例による支給との調整について2つの例をお示ししております。

一元化法施行後は、共済年金が厚生年金に編入されたことで、例2に掲げております共済年金と併給される場合が原則としてなくなります。被用者年金制度の一元化後も例外的に共済年金が支給される場合があるため、今回の改正では、この例外に該当する場合の取り扱いについて規定を整備するものです。

項目4の枠内にあります破線枠内に、この例外について記載しております。例外の1点目といたしまして、共済制度の前身である恩給制度期間中に公務員としての在職期間がある場合に支給される共済年金については、厚生年金との併給の場合と同率で調整を行う規定を整備します。例外の2点目といたしまして、一元化法施行前、平成27年9月30日以前に初診日のある場合に支給される共済年金については、従前の例による旨経過規定を設けるものです。

施行期日につきましては、公布の日としておりますが、一元化法の施行日に合わせ、平成27年10月1日に遡及して適用することとしております。

項目5に記載しておりますとおり、本条例のもととなる地方公務員災害補償法施行令の一部改正が平成27年9月30日に公布されたため、今回の定例会にご提案することとなりましたが、遡及適用の取り扱いも含め、今回の改正は総務省から示された条例案どおりの改正となっております。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にご質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第112号議案当せん金付証券の発売について、執行部の説明を求めます。

大友財政課長 議案書の20ページをお開きください。

第112号議案当せん金付証券、いわゆる宝くじのことになります——の発売についてであります。

まず、宝くじの制度ですが、宝くじを含む富くじの発売は、賭博という扱いの中で刑法で禁止されています。その例外として当せん金付証券法が制定され、その中で地方自治体、都道府県と指定都市ですが、それが公共事業、その他公益の増進を目的とする事業の費用に充てるために限って、宝くじを販売していいとなっています。

今回の議案は、その当せん金付証券法の規定に基づいて、本県が平成28年度に発売する宝くじの限度額、そこに発売総額と書いていますが、その許可をあらかじめ議会の議決をいただいて、総務大臣に許可を得なければいけませんので、その発売総額の議決をお願いするものであります。

その発売総額は中ほどにありますが、28年度は112億円以内としております。これは直近の発売実績、特にキャリーオーバーがたびたび発生して、販売が好調なロト7などの実績を勘案して、昨年より4億円ほどふやした額に設定しております。

説明は、以上であります。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

井上副委員長 現況というか、今までの経緯についてはどうなっておるんですかね。

大友財政課長 今回、112億円の発売総額にしておりますけれども、26年度の実績を申し上げますと、大体90億円弱、85億円程度の発売になっております。それによって県に入ってくる収入は、宝くじのうち当選金として購入者に返す分が約5割あります。で、自治体のほうに約4割入ってきます。そういうことで、今申し上げました85億円程度の売り上げで本県には35億円ほど入ってきて、それを先ほど申し上げました公共事業であるとか、そのほか、公益的な目的の事業に使っているという状況です。

井上副委員長 今後こういった、私は個人的によくわかりませんが、当せん金、いわゆる宝くじについては、財源の厳しい中、これから多くなるんじゃないかというふう。そのほうが財源的にも県としては推進まで行くかどうかわかりませんが、今後の取り組みの方針、考え方は。

大友財政課長 委員おっしゃられるように、宝くじの発売総額というのは年々減ってきています。10年ほど前でいけば、例えば、まさに今回、発売総額をお願いしている100億円程度大分県では売れておりました。それが今、80億円、90億円を切ってという状況になっています。

県そのものもいろいろPRをしながら買っただけの取り組みというのをやっていくんですけれども、国そのもの、例えば、今言ったようなロト7だとか新しい形のくじであ

ったりとか、インターネットで購入できたりだとかいう形の発売促進をやっていますので、当然県もやっていきますけど、全国的にも同じような方向で、売り上げを伸ばして県の収入をふやすということでやっていきたいと思えます。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第113号議案大分県税条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

安部税務課長 お手元の資料の8ページをお開き願います。議案書は21ページですが、お手元の資料で説明させていただきます。

改正の内容でございますが、1点目は納税の猶予制度の見直しです。

納税者等が災害、疾病その他の事由により一時に納税をすることができない場合は、申請により徴収を猶予することができることとされています。また、滞納処分を執行することにより、事業継続や生活維持を困難にするおそれがある場合等においては、職権により滞納処分による財産の換価を猶予することができることとされています。

このたび、地方税法の改正によりまして、納税者の負担の軽減と早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税における改正と同様の見直しが行われたため、大分県税条例等について、所要の改正を行うものでございます。

具体的には9ページの表をごらんいただきたいと思います。改正前、改正後にありますように、徴収猶予又は換価の猶予を行う際に担保が不要となる要件について、これまでの猶予に係る金額が50万円以下の場合から100万円以下の場合に引き上げることとしております。また納税者の申請による換価猶予制度を新設するほか、申請の際に必要な添付書類を明確化するなど、納税者がより使いやすい制度に見直すこととしております。

2点目は、8ページの下の方の3番でございますが、鉦区税における賦課徴収事務の集中化です。包括外部監査における意見を受け、鉦区税については調定件数や税額も少ないことから、28年度から賦課徴収事務を大分県税事務所に一本化し、業務の効率化を図ることとしております。

施行日は平成28年4月1日等を予定いたしております。

以上でございます。よろしく申し上げます。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にご質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第114号議案森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例の一部改正について、審査を行います。

本案については、農林水産委員会にも関係がありますので、合い議を行っております。

それでは、執行部の説明を求めます。

安部税務課長 委員会資料の10ページをお開き願います。議案書は27ページですが、

お手元の資料で説明させていただきます。

森林環境の保全、県民意識の醸成等の施策に要する経費の財源を確保するため、いわゆる森林環境税として平成27年度までを適用期間として県民税の均等割について、税率に個人が500円、法人が5%を加算する特例を設けています。税収額は26年度決算で約3億2千万円となっております。

9月の常任委員会では、民間委員で構成する大分県森林づくり委員会での検証結果をご報告しましたが、その後10月5日から1カ月間、パブリックコメントを実施しました。その結果、18件のご意見が寄せられたところでございます。

いただいたご意見は資料の12ページ、13ページに一覧表としてまとめております。森林整備や県産材の活用拡大など用途に対するご要望を中心に広報のあり方など、幅広くご意見をいただきました。また、森林環境税の継続を望むとのご意見もいただいたところです。

管理放棄森林の増加や林業の担い手不足など、森林が抱える課題は依然として多く残されており、こうした県民の皆様の声や森づくり委員会で頂戴したご意見を踏まえ、今後も引き続き森林環境の保全及び森林を全ての県民で守り育てる意識を醸成するための施策を継続して実施する必要があることから、適用期間を5年間延長するものでございます。

施行日は公布の日を予定しております。

以上でございます。よろしく申し上げます

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

元吉委員 以前、地域ボランティアというか、宇佐のほうで桜やら紅葉やらずっと植えて、今地域づくりをしている地域があって、鹿の防護ネット、あれは木に巻くやつかな。それを振興局はいいですよとって補助金出しますよということやったんですけど、最終的に本課はだめだということになったんですよ。

この森林環境税が、県民から1世帯かな、500円——1人でしょう。県民から500円ずつ徴収して、例えば、林業関係にしか使えないとかいうと、どんな内容になっているのか詳しく教えていただきたいのと、例えば、個人がどこかに桜を100本植えたとかいうのは別にして、地域おこしでやっている部分に補助金が一銭も出せないというのは非常におかしいんじゃないかなと思うんですよ。そこら辺どうなっているか、後日でもいいんですけど、詳しい資料をいただきたいのと、ぜひそういった地域ボランティアとか個人じゃなくて森づくりをやっている部分については、この補助金を使えるようにしてもらいたいなと思っているんですけど、後日で結構なんで教えていただけませんか。

麻生森との共生推進室課長補佐（総括） 今、委員がおっしゃられた、個人の方じゃなくて、団体で森づくりをしたいという方は、森づくり提案事業というのがございまして、それは一定期間に募集を受けて、審査を行って、その内容がよろしいということであれば、そういった団体の方がどしどし森づくりができるように、もう平成18年度当初からこういった事業を組ませていただいているところでございます。

元吉委員 ところが、私も振興局まで行ったんですよ。振興局では補助金大丈夫ですよとって、本人たちというか、その団体も待ったんですけど、結局何カ月かして本課がだめですということになったんで、出せませんということになったんですよ。

麻生森との共生推進室課長補佐（総括） その案件につきましては、私も資料を持ち合わ

せておりませんので、また委員のほうに教えていただければと思います。

元吉委員 ぜひ、そういう地域おこしでやっているとか、団体でやっているとかいう部分の要望があれば、どんどん組み入れていただきたいなど。県民全体から徴収して、森林行政だとか直接林業関係とかに出すというだけじゃなくて、もちろん今、森づくりとかにも出していますけど、ああいう、あれだけで出すんじゃないくて、地域が本当に皆さんで取り組んで、ここを一大名所にしようというって何年も取り組んだ、もう何千本って植えています。そういったところは出せるように、ぜひお願いしたい。また資料をいただけますか、もう一遍再提出させますので。

麻生森との共生推進室課長補佐（総括） はい、わかりました。

井上副委員長 この税の使い方というのは、公共事業に踏み込んでこの税を使っているのかな、再確認ですが。

麻生森との共生推進室課長補佐（総括） 再造林につきましては、再造林を促進するために、今、国と県で68%しか公共事業はないわけでございますけれども、民間の事業者の方にも出していただきまして、森林環境税を15%上乘せさせていただきまして、それで90%の補助で再造林の促進をするというような、いわゆる公共事業への上乗せをつけて、再造林を促進しようとする事業については、森林環境税を充てさせていただけるということでございます。

井上副委員長 そうすると、このテーマについては、そういう項目については書いてないよね。書いていますかね。

麻生森との共生推進室課長補佐（総括） 11ページをごらんになっていただきたいんですけども、ダイレクトには書かせていただいておりますけれども、1番目の県民生活と自然環境を守る森づくりの中での荒廃森林の整備というところとか——大変失礼しました。それよりも、先ほど申しましたのが、2番目の②の健全な人工林資源の再生ということで、開伐跡地での低コスト再造林の促進、これにつきましては、先ほど申しましたように、森林環境税を加えまして、再造林がしやすいような形の事業を実施させていただいておるところでございます。

井上副委員長 公共事業になると結構金額が大きくなるので、心配するのは、森林環境税の補填でそれだけ対応ができるのかなというふうに思うことが1つと、いわゆる財源がないから、もうこれで使えというふうに安易にまた考えられても困るのでね、その辺のすみ分けというのはじっくり検討してやってもらいたいということ。

それと、税はおたくあたりが制定しますよというような了解は得るんだけど、実際使う人というのは、いざ相談すると、審議会へ行って、審議会がだめならだめだよと言われるし、何か逃げ口があるんだよね。

ですから、言いたいのは、こちらのいわゆる総務部の権限というのはどこまであるのかなというのが、どうもわからんところがあるんです。その辺のところのすみ分けというのは、どのように解釈したらいいのかなと思うんですけども。これはここまであってこうだ、この辺については審議会に通さなきゃだめだという、その辺のところは、もうちょっと明確にしたほうがいいんじゃないかと思うんですけど、その辺の考え方はどうですか。

島田総務部長 森林環境税の使い道についてですが、まさに元吉委員がおっしゃったように、広く使うべきだというご意見と、一方で、森林整備そのものに使うべきだという意見

といろいろあるわけです。我々としては、県民から広くいただいている税金ですので、県民にできるだけ広く触れる形で用途を拡大したいなど。そうすることによって、県民の森林を守ろうという意識の醸成につながるかなというふうに思っております。

そういった観点で、我々としては、予算査定などを通じて森林環境税をどういうふうに使っていこうか、狭い意味での森林整備に偏っていないかとか、そういったチェックをするのが総務部の仕事であります。そして配分された事業を実際にどう回していくか。補助金の仕組みであれば、補助金を具体的にどういう団体に配っていくかというのは、それぞれの事業を持っている課なり部の仕事、そういう基本的な役割分担であります。

井上副委員長 はい、わかりました。

嶋委員長 先ほど、元吉委員から森林環境税に関する資料提出の要求がありました。

お諮りいたします。ただいまの資料を、委員会として要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、資料を請求することに決定いたしました。

ほかにご質疑もないようですので、これより採決いたします。

なお、本案については、農林水産委員会に合い議をいたしました結果、原案のとおり可決すべきとの回答がありましたことを申し添えます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第129号議案職員の給与に関する条例等の一部改正について、執行部の説明を求めます。

藤原人事課長 第129号議案職員の給与に関する条例等の一部改正につきまして、ご説明申し上げます。追加議案の議案書の1ページ、説明資料の14ページをお開き願います。

最初に項目1の職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

給与改定については、人事委員会が毎年、地方公務員法の趣旨を踏まえ、民間の給与と県職員の給与の較差を比較し、その上で国や他県の動向等も考慮しながら勧告をしてきたわけですが、今年度は、給料月額、期末・勤勉手当ともに県職員が民間を下回っている状況があったということで、人事委員会から引き上げの勧告を受けましたので、その勧告を尊重し、給与改定を行うものであります。

まず、(1)の給料表の改定についてであります。人事委員会勧告に基づき、平均0.12%改定を行うものであります。

次に、(2)の初任給調整手当についてであります。人事委員会勧告に基づき、医師等の初任給調整手当の上限月額を引き上げるものであります。

次に、(3)の勤勉手当についてであります。人事委員会勧告に基づき、年間の支給割合を0.1月分引き上げるものであります。

なお、平成27年6月期については既に支給されておりますことから、12月期の支給割合を0.1月分引き上げ、一般職員につきましては、現行0.75月から0.85月とし、部次長級に相当する特定管理職員につきましては、現行0.95月から1.05月とするものであります。

また、平成28年度以降につきましては、支給月数を6月期、12月期ともに一般職員は0.8月に、特定管理職員は1.0月に改正するものであります。

次に、項目2の任期付職員、項目3の任期付研究員の給与改定についてであります。

説明資料の14ページ、15ページでございます。

大分県では、現在のところ任期付職員、任期付研究員の該当者はございませんが、人事委員会勧告に基づき、項目2、項目3とも(1)の給料表を平成27年4月1日から1千円引き上げ、(2)の期末手当を平成27年12月1日から年間の支給割合を0.05月分引き上げるものであります。

次に、項目4の特別職の常勤職員の給与、項目5の県議会議員の議員報酬等の改定についてであります。

説明資料の15ページのところでございます。

特別職の常勤職員の給与及び県議会議員の議員報酬等については、国の指定職及び県の一般職の改定状況を考慮しまして、給料月額、議員報酬及び期末手当を引き上げるものであります。

まず、(1)の給料月額、議員報酬については、平成27年4月1日から1千円を引き上げるものであります。

次に、(2)の期末手当については、平成27年12月1日から年間の支給割合を0.05月分引き上げるものであります。

平成27年12月期の支給割合につきまして、現行1.625月から1.675月とし、平成28年度以降の支給割合につきまして、6月期は1.5月に、12月期は1.65月とするものであります。

次に、項目6の特別職の秘書の給与改定についてであります。

現在のところ該当者はございませんが、これも一般職員に準じて平成27年4月1日から給料表を引き上げるものであります。

以上のほか、資料16ページには施行期日や適用日に係る規定の整備等を附則として設けております。

なお、施行期日については、平成28年3月31日までの間において規則で定める日から施行することとしており、国の給与法改正案成立の見込みが立った段階で施行日を規則で定め、条例を施行したいというものであります。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

嶋委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

守永委員 今、国の状況を見ながらということのお話だったんですけども、今、国の状況としてはどのぐらいの情報をお持ちでしょうか。

藤原人事課長 ご存じのとおり、12月4日に人勧の取り扱いの閣議決定が正式に行われたことを踏まえて、追加提案をさせていただいたところでございます。

今後は国会の審議の動向を見ながらということになりますが、先ほど申し上げましたとおり、給与法の改正の成立を待つということになりますので、今のところそういった状況でございます。

嶋委員長 ほかにご質疑もないようですので、これより採決いたします。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部から報告の申し出がありますので、これを許します。

牧県有財産経営室長 県有財産総合経営計画（案）についてご報告いたします。本計画の全文は別冊としてお配りしておりますが、資料に基づき概要を説明いたします。資料の17ページをお願いします。

県では、新たな長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の着実な実施に向け、行財政基盤の強化を基本目標として、本年10月に策定した行財政改革アクションプランに基づき取り組んでいるところです。

このアクションプランの取り組みのうち、資産マネジメントの強化において県有財産の利活用を推進していくこととしております。

また、県が保有する公共施設等の管理について、基本的な考え方を示した公共施設等総合管理指針において、県有建築物では施設総量の縮小を図ることとしており、これらの取り組みを確実なものとするためには、個々の財産に応じた計画的な利活用が重要でございます。

これまでも、行財政改革の1つの手段といたしまして県有財産の利活用を図っており、現行の新県有財産利活用推進計画では、平成21年度から本年度末までの7カ年計画として取り組んでいるところです。

これらの取り組みを引き継ぐとともに、個々の財産を経営資源と捉え、総合的にマネジメントする意味を含め、新たな計画は県有財産総合経営計画としています。

計画の期間は、平成28年度から長期総合計画の中間年及びアクションプランの最終年度である平成31年度までとしています。

利活用等の基本的な考え方については、まず、県内部での活用があるか。なければ売却か貸し付けかの処分方針を決定します。次に、財産が所在する地域の市町村での利活用を優先し、なければ一般競争入札等により売却することとしています。

具体的な取り組みとして、まず1の未利用財産の売却促進では、閉校後の県立学校や旧県立三重病院などの大型物件に重点的に取り組みます。なお、旧県立三重病院については、利活用の状況によっては地域に与える影響が懸念されるため、企画提案による公募受け付けを予定しています。

次に2の売却以外の利活用策として、庁舎の空きスペース活用や財産が所在する地域性等から中・長期の貸し付けを検討します。

また、その他の貸し付けとして、災害支援型自動販売機の公募やネーミングライツ導入施設の拡大を図ります。

3のその他の取り組みとして、（1）の民間活用等による売却の促進を図ります。新たな取り組みとして、入札不調となった物件について、宅建業者による売却可能性調査を実施するとともに、物件の利用用途に即した査定価格に基づく入札を実施します。

また、（4）の公舎・宿舎の見直しについては、平成16年度に知事公舎等の見直しを検討し、「知事公舎は必要であるが、財政事情が厳しい中、現状で利用し、社会情勢や財政状況を見極めながら、全面的な改修・改築を行う」との結論から10年以上経過したこ

とから知事公舎を初め、公舎・宿舎の見直しを行うものです。

計画の進行管理については、庁内委員会で進捗管理を行うほか、学識経験者、金融機関、宅建業界、不動産鑑定士の外部有識者からの専門的助言を受け、毎年度、P D C Aを着実に回し、実効性のあるものにしていきます。

計画期間中の歳入確保目標額は20億2,400万円としております。

なお、本計画は、現行計画における財産の状況を再整理した後、平成28年3月中に成案とすることとしております。

以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告について、ご質疑等はありませんか。

衛藤委員 中身の話なんですけれども、県有財産総合経営計画の2ページ、これまでの主な取り組みについて、有料駐車場用地としての貸し付けで大分保健所跡地が27年度までとなっているんですけれども、その後はどういうふうに予定されているんでしょうか。

牧県有財産経営室長 大分保健所跡地、今現在、駐車場ということで貸し付けをしております。これが今年度末で切れるということでございますので、また、この場所は大分市の中心部に近い距離でございますので、売却ということも考えられますけれども、また再度貸し付けのほうでの検討をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

衛藤委員 もう1つ別件で、定期借地権付貸付が2つとも20年、30年って比較的長いように感じるんですけれども、10年じゃなくてこういうふうに長目に設定している理由って何かあるんでしょうか。

牧県有財産経営室長 春日浦の野球場の跡地につきましては、ここは今現在、商業施設のフレスポ春日浦というところが使っております。ということで、民間の商業施設ということで、短い期間よりも長い期間でなければ商業的にも活用できないということがあります。また、その下の旧聴覚障害者福祉会館跡地につきましては、これは大分駅南にあります大分銀行の宗麟館の駐車場として貸し付けをしております。これにつきましても、やはり企業の事務所ということで、短い期間よりも長期的な貸し付けのほうの方が有効だということで、この年数を設定しているところでございます。

守永委員 関連していいですか。その貸し付けの年数については、何か取り決めというのか、ルールがあるのか。それとも、相手方との協議の中で決定しているのか、それだけちょっと教えてください。

牧県有財産経営室長 県としての、基本的に20年でなければならぬ、30年でなければならぬということではありませんが、相手先との協議、こういったものに利用するかどうかというものに着目して年数を決めております。

元吉委員 参考までに定期借地権で30年と決めておって、30年たったら解約ということも当然あると思うんですけど、そうした場合はどうなるのかということと、30年で借地権設定しとったけど、相手が20年で返すというようなときはどうなるんですか。

牧県有財産経営室長 定期借地権付貸付につきましては、期間満了になりますと、もとの状況に戻して返していただくというのが基本ということになります。ただし、相手方がさらにまた使いたいというときには、また交渉ということになります。

期間の満了前に事業中止しまして返したいということになれば、またそこで精算という形になります。

元吉委員 はい、いいです。

嶋委員長 ほかにご質疑等はないようですので、以上で、執行部からの報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

衛藤委員 一般質問で市町村との人事交流について質問させていただいたんですけれども、今、まさに新年度に向けてお話を進めていただいているということなんですけれども、中長期的に見て、どの程度の水準まで持っていこうとしているのかというところを、もしお考えがあればお伺いしたい。

私個人としては、今、5人で平均が36人と44人。派遣では36人、受け入れが44人で、中長期的に、その辺が大体1つの目安になるのかなと思っているんですけれども、総務部のほうとして、部長、何か基準みたいな、目安みたいなお考えがあればお伺いしたいんですが。

島田総務部長 一般質問でもご指摘ありましたとおり、多分、都道府県と比べたときに、具体的には全国平均と比べると、市町村との人事交流の数が少ないという問題意識は持っておるんですが、知事からも答弁で申し上げたとおり、私どもの場合は自治人材育成センターという研修所で人的な交流を図っている面と、あと、やはり全県で18の市町村というのは、全国的に見るとかなり少ないほうですので、全国平均に追いつくのは少し難しいんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、答弁でも申し上げましたとおり、新年度に向けて、来年度はふやせそうだなという手応えも持っておりますので、市町村の意向というものが、相手もあることですので、幾つを目標ととなかなか言いがたいところではあるんですけれども、少しずつふやせるように、またふやした水準を維持できるように努力していきたいというふうに思っています。

守永委員 衛藤委員のほうから質問があったことに関連してなんですけれども、この前の一般質問で衛藤委員が示された資料の中で、大分県と類似規模の県がわかれば教えてくださいませんか。どこが類似規模かという、いわゆる県の職員数、市町村数。結局、差が激しいところと比べてもなかなかどうだという比較になりませんので。

特に、市町村数というのは、類似規模を見る上で、ちょっと着目しなきゃならないかなと思うんですが。

渡辺市町村振興課長 今、総務部長から申し上げましたように、市町村数というのは大きな着眼点だと思っております。市町村数が少ない九州の他県という意味では、佐賀県20程度、それから、長崎県も20程度で少なくなっているところがあります。

ただ、これも大事な着眼点ではあるんですけれども、その他職員数の削減とか、もろもろありまして、必ずしも一概には言えない。ただ、総論としては、ご指摘のとおり低い水準にあることは間違いありませんので、そこを今工夫しているところです。

守永委員 ぜひ、類似の部分とどうなのかという比較の中で、よりよい工夫ができればいいと思うんですが、ただ、今、課長のほうからお話がありましたように、合理化というか、人員の削減、定数の削減が進んでいる中で、お互いに人事交流を行って能力を高めたいという気持ちはあっても、その交流に出す余裕、もしくは受け入れる、そして指導する余裕、そういったものが実際、大分県下の各市町村についても、大分県においてもなければ、それは難しいと思うんですね。

通常の日常業務がきちんと県民の皆さんに一樣にサービスが提供できているのかという

観点も含めて、それに支障にならないような形、体制を整えた上で、そういったことが実現できるように進めていただきたいなという気がします。要望です。

嶋委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ほかにないようですので、これをもちまして総務部関係の審査を終わります。

執行部の皆さん、お疲れさまでした。

〔総務部退室、企画振興部入室〕

嶋委員長 それでは、委員会を再開します。

これより、企画振興部関係に入ります。

執行部から報告の申し出がありますので、これを許します。

中島審議監兼政策企画課長 それでは、資料の1ページをお開きください。県立芸術文化短期大学キャンパス整備設計者の選定結果についてご説明いたします。

芸術文化短期大学では、築後40年を経過した施設の老朽化や狭隘化に対応するため、今年度からキャンパス整備に取り組んでいるところです。

設計者の選定については、豊かな発想力やすぐれた技術力を有する者を選考するため、公募型プロポーザル方式により広く提案を募集した結果、17者から提案があり、外部有識者を含む選定委員会で審査をいたしました。

まず、11月1日に第1次審査として書類選考を行い、総合的にすぐれている5者を選定しました。

続く11月12日の第2次審査では、公開によるプレゼンテーションとヒアリングを行い、最優秀者として株式会社デネフェス計画研究所の石原健也氏を選定しました。

石原氏の提案は、既存の施設や植栽をできるだけ残しつつ、正門から音楽ホール棟へとつながるシンボルロードと並行するキャンパスモールの2本の道を軸にキャンパスを構成しています。2ページに提案書がございますので、あわせてごらんいただければと思います。また、人文棟や芸術緑丘高校を含めたキャンパス内及び地域との交流拠点ともなる図書館の整備や各施設を結ぶ県産材の木構造の大屋根なども評価されました。

今後の大まかな整備のスケジュールを申し上げますと、今年度中に基本設計を完了するとともに、仮設校舎や進入路の工事に着手いたします。その後、平成30年度までに音楽ホール棟など主な施設を整備して、平成32年度末には改修を含めた全体の整備を完了させたいと考えております。

以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告について、ご質疑等はありませんか。

井上副委員長 これは直接関係ないんですけど、いわゆる少子化の中で、県立大学に入学するという将来の見通し、ああ、これは大変すばらしくいいんだという思いでそういうふうになったと思うんですけど、その辺の大学の将来について、どのような見通しの中で、ですから、こういった建設を決定したんだというふうに順序からいくと、そうなったと思うんですけども、その辺の考え方というのはどうなんでしょうか。

中島審議監兼政策企画課長 将来的な見通しというところでございますけれども、現状を

申し上げますと、今、大きな流れは、確かに少子高齢化とともに、一方では、大学進学率等の向上という側面もございます。そして、個別の面を申し上げますと、ただいま芸術文化短期大学の応募の倍率2.2倍ちょっとで推移しているところでございます。

地方創生の流れにおきましても、若者の定着というところが大変大事になってございますので、そういった将来の大きな流れと、それから現在の応募の状況であるとか、県内の経済界からの芸術文化短期大学に対する期待であるとか、そういったところも含めて、やはりここは大事なところだと。県としても、この芸術文化短期大学をもとに、先ほど申すような地方創生の流れをしっかりとここでもつくっていくというような思いで、この芸術文化短期大学の大規模な改修というところを着手するように考えた次第でございます。

井上副委員長 ちなみに県内と県外、現況はどうなんですか。簡単でいいです。

中島審議監兼政策企画課長 県内と県外生の比率ですが、平成27年度の在学生全体で57%が県内、県外は43%というようなことになっております。

衛藤委員 設計のほうで17社応募があったというお話ですけれども、このうち、県内の設計会社って何社ぐらいですか。

中島審議監兼政策企画課長 大変申しわけございません。すぐ出ませんので、また後ほどよろしいでしょうか。

守永委員 設計そのものには、特段問題ないだろうと思うんですが、この真ん中の図面、それから絵を見たときに、芸術緑丘高校とかなり、今も実際つながっている状況はあるんですけども、この芸術緑丘高校校舎の壁面の塗り直しとか、そういったことをあわせて考えているのかどうかだけ教えてください。

中島審議監兼政策企画課長 芸術緑丘高校についても、壁面の補修等については、たしかもう既に設計も終わっていたかと思います。今回の芸術文化短期大学に続くような形で芸術緑丘高校の改修も行われるものと思います。

嶋委員長 ほかにご質疑等はないようですので、執行部は報告を続けてください。

佐藤芸術文化振興課長 私のほうからは、国民文化祭の内定についてと祖母傾ユネスコエコパークについて、ご報告申し上げます。

まず、国民文化祭の内定について、ご報告申し上げます。資料3ページをごらんください。

先月6日に、青柳文化庁長官から知事に対し、内定書の交付がありました。平成30年度に大分県で開催することが内定いたしました。委員の皆様から格別なるご理解、ご協力を賜りましたこと、改めてお礼申し上げます。

国民文化祭ですが、大分では平成10年の開催以来、20年ぶりの開催となります。平成30年は資料にもありますように、大分県民芸術文化祭と別府アルゲリッチ音楽祭が、ともに20回となります。また、県立総合文化センターが20周年を迎え、大変記念すべき年となりますので、県民の皆さんと盛大にお祝いできるような大会にしたいと考えています。

内定を受けまして、現在、大分らしい国民文化祭について検討を進めていますが、昨年、開催地の負担を抑えるため、文化庁が国民文化祭を大きく見直しています。

1つは、既存の文化事業を一時的に拡充・発展させる方法が可能となり、2つ目は、国からの委託経費の範囲内の規模で開催することも可能。3つ目は、シンポジウムや国際交

流事業については、実施しないという選択も可能。4つ目として、市区町村や複数の地方公共団体の連合体も開催可能となりました。この見直しは来年の愛知大会から反映されますので、このような点も十分踏まえながら、大分大会を検討していきたいと考えています。

今後のスケジュールですが、今年度中には国民文化祭の基本的な枠組みである基本構想案を検討したいと考えています。そして、来年度は大分県実行委員会を発足させ、具体的な実施計画を策定することとしています。引き続き、委員の皆様のご支援をよろしくお願い申し上げます。

続きまして、祖母傾ユネスコエコパークについて、現在の状況をご報告申し上げます。

お手元の資料4ページをごらんください。

大分県と宮崎県は、原始的な自然と景観美、希少動植物の宝庫として知られる祖母傾山系について、現在の佐伯市、竹田市、豊後大野市及び宮崎県側の延岡市、高千穂町、日之影町と連携し、ユネスコエコパークの登録に向け、取り組みを進めています。

ユネスコエコパークとは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和を目的に、1976年からユネスコが開始した事業です。登録地域は、自然と人間社会の共生の世界的なモデルとして国際的な注目を集めています。国内では宮崎県の綾町など7カ所が登録されています。

祖母傾山系周辺地域の特徴ですが、自然的特徴として九州最高峰級の山々からなる急峻な山岳地形と美しい溪谷、また幅広い植生と極めて多様な生物の宝庫といえる地域であります。また、祖母山信仰という共通の文化的背景があり、各所で神楽に代表される多彩な民俗芸能が継承されるなど、地域全体に自然への深い畏敬の念が根づいています。さらに、県内有数の農林業地帯として発展してきた地域です。

このような自然的、社会的特徴を踏まえ、「尖峰と溪谷が育む森と水、いのちの営みを次世代へ～自然への畏敬をこめて～」をテーマに、生態系や生物多様性の保全、持続可能な利活用、学術研究活動、人材育成などに取り組んでいきたいと考えています。

次のページをお開きください。これまでの取り組みと今後の予定です。

これまでに各県の協議会で地域住民の方々を交えた検討を行うとともに、両県の代表で組織する大分・宮崎推進協議会で全体的な意見調整等を行っています。

今年8月末には申請書概要を取りまとめ、文部科学省に提出いたしました。先般、申請に向けて準備を進めるべきとの通知を受けたところです。現在、来年2月の和文の申請書の提出に向け、準備を進めています。最短では平成29年の夏に登録が決定することとなります。平成29年度の登録に向け、地元3市及び宮崎県と引き続きしっかり連携を図り、取り組んでいきます。

以上です。

嶋委員長 ただいまの2件の報告について、ご質疑等はありませんか。

衛藤委員 国民文化祭についてなんですけれども、国体なんか、それに合わせて必要なインフラ整備をしっかりと進めていくと思うんですけれども、この国民文化祭に関してのインフラ整備というのはどういったものと考えていらっしゃるのでしょうか。

佐藤芸術文化振興課長 必要に応じてインフラ整備もあるかと思いますが、今のところは考えてないんですが。

土谷芸術文化スポーツ局長 実は国民文化祭については、2巡目ということがございまし

て、第1回目のときに今のグランシアタ等の整備が行われたところでございます。

今回、新たに私ども、4月に開館いたしました美術館等がございますので、これとの連携等を進めていくことが中心になっていくと思います。県内の各地の美術館、あるいは各地域の市町村との連携ということになりますので、文化の面での新たなインフラということでは、新たに生じるということは、今のところは考えていません。

藤田委員 来年の3月までに基本構想案を検討していくということなんですけれども、この基本構想というのが、どれぐらいのレベルの構想で、どのようなメンバー、体制で検討されているのかお願いします。

佐藤芸術文化振興課長 現在、文化プログラム検討会議で、各芸術分野の代表の方々、施設の代表の方々等で組織する文化プログラム検討会議というところで検討を進めております。その文化プログラム検討会議の方々には、東京オリンピックまでの5年間の文化プログラムについての検討、ご意見を伺っているところです。

当面、平成30年の国民文化祭を誘致すべきという中間答申を出していただいた会議なんですけれども、その会議で国民文化祭の基本的な枠組みのいろんな案を、例えば理念であるとか推進体制であるとか、そういったものを検討しております。そうした大まかな枠組みを取りあえず年度内にまとめて、これをベースに来年度、実行委員会を立ち上げ、正式にいろんな項目を随時決定しながら、取り組みを進めていきたいというふうに思っております。

藤田委員 ということは、基本的にオリンピック、パラリンピックの文化プログラムの一連の中と融合というか、一部というか、流れの中で組み立てていくというイメージなんですか。

佐藤芸術文化振興課長 国民文化祭は、それ自体かなり大きな、極めて大きなイベント、文化の祭典でありますので、文化プログラム検討会議におきましても、確かに5年間の文化プログラムの中に位置づけはするんですけれども、国民文化祭というものに集中して、取り組みをまず進めるべき。そのレガシーを、そこで得られたものを生かして、ワールドカップ、東京オリンピックの文化イベントにつなげていくということで、平成30年、31年、32年の取り組みは、そういった姿勢で進めるべきではないかというご意見をいただいているところです。

藤田委員 わかりました。あまり違和感の出るようなものには多分ならないと思いますけれども、やっぱりつなげながらということで理解をさせていただきますので、今後、またちょっと確認をさせていただきます。ありがとうございます。

嶋委員長 国民文化祭の見直し内容ということで、4点が示されておりますけれども、これは来年度の愛知県から反映されるということですが、愛知県も翌年の奈良県も、この見直し内容に沿って、方向性というものが出ていると思うんですが、それをちょっとお話しいただいて、現段階で大分県として、この見直し内容の中で、どういうイメージがあるのか、お聞かせいただけませんか。

佐藤芸術文化振興課長 愛知県、奈良県の状況も一応聞き取りはしてはいますが、まだ余り細部のところまでは、明確にお話は聞けていけないんですけれども、当然、大分県として、国民文化祭の見直しをどのように生かしていこうかという点については、具体的には今後の実行委員会、来年度の実行委員会で実施計画等を定める、その時点で決まるんです。

けれども。

例えば、これまで分野別フェスティバルを、全分野で必ず行わなければならなかったといったようなところが、今回の見直しで、必要なとか、できるものに限っていいよということですので、そういったところは、できるだけ簡素化というところは、できるのではないかなというふうに思っております。

現在、県内の芸術文化団体、それから、県内の各市町村にこの国民文化祭の開催内定を受けて、これについてどういうふうな意向をお持ちかという調査をしております。芸術文化振興会議所属の各芸術団体、それと全市町村です。そういった意向調査をしております、そうしたものも含めながら、実施計画はつくっているところでございます。

嶋委員長 わかったような、わからないような。

廣瀬企画振興部長 土谷局長から、前回と違ってどういうふうにというところを説明させます。

土谷芸術文化スポーツ局長 まず、最初にお伺いされました愛知県、奈良県の大きな変化はどういうことかということなんですけれども、奈良県のほうは、まだ詳細を今詰めている最中で、愛知県はもともとあいちトリエンナーレという大きな自分のところのイベントがあります。それにくっつける形で国民文化祭はどうするかということを考えていまして、お金に対しても非常に小さい形ということですから、もともとあるものにつけ加えていいという、まさにその概念を使ったものでございます。

私どもが今回、国民文化祭と言っていますのは、前からお話ししておりますように、平成30年、大分県はもともとのアルゲリッチ、それから県民芸術文化祭、いろんな節目の年が来ますから、それをどう使いながら県内と連携をしながらということで取り組んでいくようになると思います。

前回のときは、今、佐藤課長からも申しましたように、全ての芸術分野を、全ての市町村ですというような取り組みになりまして、国際シンポジウムもやると。昭和通り、大分銀行の前をとめてパレードをしたりと、非常にいろんなことをやっております。ことし鹿児島にも行って見ましたけれども、皆さんにCDを配ったりとか、いろんなことがあるんですが、節減できるものは節減して、ただ、今先ほど言っています意識調査の中で、私どもも直接各芸術団体の方からぜひやりたいというお話をいただいておりますので、市町村とも相談しながら、できるだけ皆さんの気持ちを大事にしながら計画を立てていくということで、各委員の皆様とこれから協議を進めていこうと思っております。

以上でございます。

中島審議監兼政策企画課長 大変失礼いたしました。先ほどの芸術文化短期大学の県内業者の数でございますけれども、17社のうち2社でございます。よろしく願いいたします。

嶋委員長 ほかにご質疑等はないようですので、執行部は、報告を続けてください。

山崎国際スポーツ誘致・推進室長 別添資料をごらんください。大分トリニータの今シーズンの戦績はリーグ戦で8勝20敗14分で21位に終わり、町田ゼルビアとのJ2、J3の入れかえ戦に望みましたが、2試合とも敗れ、多くの県民、スポンサーの応援、ご支援に応えられずJ3降格という大変申しわけない結果となってしまいました。

大分フットボールクラブでは成績不振の責任をとり、リーグ最終戦終了後に青野社長が

辞任を表明し、12月7日には柳田監督が辞任を発表したところです。

こうした状況の中、昨日、大分トリニータを支える県民会議役員会を開催いたしました。当日の次第と出席者は資料の2枚目のとおりです。トリニータを支援する議連の会長として、田中議長にも出席していただきました。

けさの新聞等でも報道されましたが、会議では、今シーズンの結果の検証と来シーズンの体制等について意見交換が行われました。結果の検証では、青野社長からチーム編成の問題や走り込み不足など選手のフィジカルの強化不足、負けが込んでチームに求心力がなかったといった点をしっかり反省し、監督選びやこれからのチーム編成など、新たな会社の体制づくりに取り組むという説明がありました。こうした会社の原因分析、反省と今後の方針を受けて、県民会議の皆さんが理解、納得し、来季のJ2昇格に向け、引き続き三位一体で応援していくことになりました。

来シーズンの体制については、後任社長の人事について青野社長より県民会議から推薦してほしいという話がありました。経済界から、あるいは行政からといろいろな意見が出ましたが、結論が出ずに持ち帰り、検討することになりました。また、経営危機の際にJリーグに相談しており、今回もJリーグに県から相談することになりました。

また、この席で知事からダイハツ九州から引き続き2015シーズン並みの応援をする連絡があった旨のお話もありました。

次に、大分フットボールクラブの平成28年1月末の決算見込みについてです。

本日、同じタイミングで大分フットボールクラブから発表がありますので説明させていただきます。

資料の3ページをごらんください。1番右から2番目の列にあるとおり、純売上高が9億6千万円ということで、平成27年1月期と比較して約5千万円の減少が見込まれております。これは、広告収入や選手移籍金収入が減少したこと等によるものです。

一方、トップチームの人件費や試合運営経費等である売上原価は約7億4,600万円と前期より3千万円の増加となっております。これらを含めまして今期の当期純利益は前期より約7千万円少ない2千万円となる見込みです。

以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告について、ご質疑等はありませんか。

佐々木委員 私、このフットボールクラブについては、過去に一般質問でも言ったと思いますが、ここの決算書の内訳の一般管理費ですね、この一般管理費の内訳。例えば、選手の人数、金額、事務職の人数、金額、一言で言うと、選手の人数よりも事務職の人数のほうが多いということで、果たしてJ2で勝つのかなど。この決算書で反省もあるなら、そういう内訳書を我々委員にもしっかり見せていただいて、どこに問題点があったのか、これを検証せんと、さっき青野社長が士気が云々とか、やる気がなくなったとか、いろいろ言っているけど、やっぱり過激なスポーツですよ、けがをするんですよ。そうすると交代要員がおらなければ、次の試合を戦えないから、けがをしないように戦うと勝たないんですよ。そういうこともあわせて、私は事務職をもう少しスリムにして、選手の層を厚くして、戦って勝つ。また、チーム内で練習試合ができる、こんな体制をつくらんと勝たないよと。

長くなって済みません。一言で試合は選手の層の薄いところは、前半に勝たないと、選

手の層の厚いところは、入れかわり立ちかわり、1年を通してハイペースで戦えるんですよ。トリニータは選手層が少ないですから、前半に勝って貯金をしとかんと、途中で疲れてきてけが人が出たら、戦力が落ちてしまうんですよ。私はもう正直言って、トリニータU18、このメンバーで全部戦ったら、J2ぐらい勝ちますよ。

新しい発想をもってやるぐらい、今、一般とプロと大学やらが総合的にリーグ戦をやる時があるじゃないかですか。大学生がJ1を負かすんじゃから。高校生がJ2ぐらい負かせますよ。

だから、本当に何なのか。そして、J2のトリニータの層を少し厚くして、場合によってはU18の選手をテスト生で全員入れて、レギュラーになったら契約を更改して高額を払いますと。そうするとU18とかで全国3位とか何位とかハイレベルのところにおける場合は、いい選手をJ1に引っ張られるのは1人おるかおらないかですよ。1人だけで得点王にはなれないんですよ。チームワークなんですよ。そうするとU18では、一言で言うたら、そのメンバーはチームワークはもうでき上がっているんですよ。もし監督が不足なら、U18の監督をそのままトリニータの監督にしたほうがいいと思いますよ。

ただ、資料の提供をお願いします。一般管理費の職員の数と、臨時も入れてくださいよ。数と金額。そして、選手の数と金額。たしか監督は事務職のほうにぶっつけちょると思うんですけども、本来はそっちを、経理上では事務職であっても、一応選手の層の中に入れて振り分けして、一般事務と監督選手という分け方をしておいてほしいなど。

そういう資料がないと、我々がこれをトリニータの報告を受けて、ただ、寄附とか、そういうもので負ければただで金が入るような気持ちがあるから、真剣にやっていないんですよ。民間で自分の金でこれを経営するというたら、こんなだらしのない経営せんよ。

以上。

山崎国際スポーツ誘致・推進室長 今、佐々木委員のほうからご指摘がありました事務職ですね、経営危機が表面化した平成21年度から、なかなか経費削減を図って、かなりスリムな形の経営の努力は、青野社長になってからやっています。

そしてもう1つは、U18とか、そういった若い選手をという話はございますけれども、それはきのうの県民会議でも青野社長のほうから、やはり地元のU18アカデミーの選手を育てて、それにポイントで補強するような、そんなスタイルでやりたいというふうなことですね、決意もありましたので、ご報告しておきます。

以上です。

佐々木委員 一般管理費を、事務職を、過去よりもだんだん努力して減ってきておりますという。それでは、減ってきておるからこれで十分なのか。J1からJ2に落ちて、じゃあ3億円使ってきた事務費を2億5千万円までカットしてきたから十分ですと。1億か8千万円に下げるときと我々は思うですよ。過去よりも努力してきたからいいという、そんな評価をあなたたちがするからだめなんよ。

努力しなくなったじゃないよ。努力をしたけど、まだ努力する必要があったのに、その努力を怠って、その金で選手層を厚くするための努力をしておいたら、こんなに轍は踏まないよ。だから、言いわけが先に立っちゃうのよ、あんたたち。青野さんでもあんたたちでも、塩川元部長なんかも。幾ら言うたって、今、あなたが言うような答弁しかしていないじゃないですか。県民の金やらみんなの金を預かって、真剣にやらんとサポーターだっ

てかわいそうでしょう。何か弁解で終始するからね、あなたら執行部に対して弁解されたら、あんまり人のいやなことは言いませんよ。そういうことです。

嶋委員長 佐々木委員から大分フットボールクラブの管理費の内訳に関する資料提出の要求がありました。大事な資料だと思いますので、お諮りしたいと思います。

ただいまの資料を、委員会として要求することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、ただいまの資料を請求することに決定いたしました。

廣瀬企画振興部長 トリニータにつきましては、佐々木委員のおっしゃるとおりで、毎年毎年努力して、販売費及び一般管理費を減らさなければいけないというのは、もう当然のことです。その辺は我々もしっかり、大分FC側には言っているところです。

一方で、一般管理費を減らす中で、ことし、今シーズンにつきましては、昨シーズンからの経緯がありまして、J1に復帰するという目標がありましたので、一般管理費を減らしつつ、決算見込みにありますように、トップチームのところの人件費をふやして、いい選手をとったという説明を大分FC側はしております。確かにトップチームの人件費にその分は積んで、昨年よりはトップチームの人件費は高い人件費で戦ったところなんですね。

ただ、その結果として、こういう結果になったというのがあるということで、その検証を十分やって、その反省を今、佐々木委員言われましたように、もう全くチームを立て直して、若い選手を中心に今度J3を戦って、それを育成していくということであるとか、そういう議論が県民会議でなされて、そういう方針に、行政それから、経済界の皆さん理解を示して、引き続き支援しようということになったという経緯であります。

あと、今の販売費及び一般管理のところですけども、トリニータ側は公表している部分、公表していない部分というのもありますので、ちょっと相談させていただきながら、資料のほうは提供させていただきたいと思います。

衛藤委員 済みません、私は佐々木委員と違って、サッカーに対する深い知見がないので、より素人的なところからお伺いするんですけども、先ほど三位一体で支えていくというお話がありました。その三位一体で支えるというのは、中身が何なのかということ。多分、普通の県民の皆さんからしたら、さらなる税金の投入があるのかと、そこはやっぱりポイントになると思いますので、その点はいかがなんでしょうか。

土谷芸術文化スポーツ局長 三位一体で支えるときに、まずよく言われますのが、ほかのプロスポーツチームとどう違うかかということなんですけれども、発足のときに、県民、それから県と経済界という方々ご一緒になってつくりましょうということになったからということで、引き続き三位一体でということなんです。

今後の税金の投入はどうかというのは、きのうもマスコミ各社からも触れられたところでございますが、今まで、例えば、県からの出資のほかに、J1の昇格支援金だとか、こういうことでその都度お諮りしてお金を出すということをしてきたところなんですけれども、今回に関しましては、今のところ、そういうことで直接の支援をするような予定になっておりません。

ただ、1つありますのは、ドームの使用料の減免についてどうかというお話がございますけれども、各スポンサー、皆さん協力を惜しまないということの話をさせていただいている中で、県としましても、今までやってきていること、多分これがそれになると思うんで

すけれども——については、引き続きやるということで考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

衛藤委員 もう1つは、大分フットボールクラブの経営というものだと思うんですけども、私なんかはずっと製造業にいた身ですので、普通の会社経営と違って非常に難しいのかなと思います。その理由の1つは、財政収支をとることというのと、もう1つ、成績の両立が求められるというので、一般の経営に比べてちょっとハードルが高いのかなと思ひまして、その点でやっぱり個人の思いとしては、行政職員から知事はもう出さないとおっしゃっているんですけど。行政職員から出すよりは、やっぱり民間できちんと経営感覚を持っている方から出していただければなという要望もあります。

そういう意味で、先ほど佐々木委員から内訳という話があったんですけども、この中で、単純にその経費を削ればいいという話じゃないと思いますので、何が適正なのか、何がまずかったかという議論をきちんとやっていただけるように要望をお願いします。

佐々木委員 関連で、今、土谷局長から少し話が出たんですが、局長や皆さんしっかり考えていただかないと、3億円の資本を民間も含めて100%減資しとるんですよ。これの責任とか自覚とかなくて、経営がこれからうまくいくよとかいかないよとか、もう少し責任のある言葉が出るかと思ったら、これから出資はするつもりはありませんよとか、そうじゃなくして、今までトリニータが歩んできた道で、赤字を減すために青野さんが努力してくれたこと、これはこれでいいんですけど、100%減資したこと、そして、今もJ3に落ちるまでに、やっぱり事務職が、もうピラミッド型にポストがあって、その役割分担を聞くと、重複しているような、3人が1人でできるようなことを分担して、そんなシステムが、組織が要りますかと。

もう正直言って、大分県で2巡目国体をするときに、県庁の職員があらゆるスポーツを強くするための対応を一斉にとってきたんですよ。そして成果を得たんですよ。そういうメンバーが全部OBとしてやめとるんですよ。そんなやめた人が、100万、200万でトリニータを強くするから応援してくれんかと頼めば、してくれますよ。

豊後高田市の学びの21世紀塾、OBの校長や先生たちが講師で全部やっているから有償じゃありませんが、みんなが真剣です。社長に何百万円もやるとか、そんな発想じゃありませんよ。

だから、2巡目国体のことを、あのすばらしい成果を得るためにみんなが知恵を出して、汗を流してきた。そのノウハウを持っているんや。それがわずかフットボールだけで力を注いでくださいと言うたら、注いでくれますよ。事務費は10分の1で、それ以下でもできる。その分、選手に向けたら、選手も補強したとさっき言うたけど、倍の補強ができるんや。そういうところまで。

だから、今、内訳表がないから、皆さん私が一般質問したとき、内訳表がありましようが。あんたたちは隠さんでもあるんや。トリニータに相談せんでも出るんや。やっぱり前向きに部長考えんとね、お願いしますよ。

以上。

嶋委員長 きこのうの県民会議で、当面、三位一体で支援体制を確立してやっていこうということですが、これは1年でJ2に戻るぐらいの覚悟がないと、いつまでも、2年も3年

もJ3のままだと、もう消滅してしまうんじゃないかなと思うんですよ。そのくらいのやっぱり1年でJ2に復帰するんだというフットボールクラブの覚悟というのをしっかり示さなきゃいかんと思いますけどね。

廣瀬企画振興部長 きのうもその点が意見交換で1番議論になったところでありまして、大分FC側のやる気、どうやって立て直すのかという点、それについて、今の青野社長のほうから原因分析、それから、立て直しの方針というところが示されて、とにかく来年すぐにJ2に復帰できるように、もう新しく体制を立て直してやりますというところで、そこが県民会議の皆さん方、理解、納得されて、じゃあという三位一体で引き続き応援しましょうという、そういう議論でありました。

嶋委員長 三位一体の支援体制に応えるためにフロントと選手が一体となって、さっき走り込み不足なんて言っていますけどね、僕はプロスポーツ選手としての自覚がないんだと思いますよ。監督にしてもそうですし、選手にしてもそうだと思います。やっぱり1年でJ2に戻るんだという覚悟をぜひ示してほしいなというふうに思います。

嶋委員長 ほかにご質疑等はないようですので、執行部は報告を続けてください。

細川観光・地域振興課長 おんせん県おおいたデスティネーションキャンペーンの経済波及効果についてご説明いたします。資料の6ページをお開きください。

7～9月に開催したデスティネーションキャンペーンについては、議員の皆様をはじめ12万人のおもてなしサポーター、関係者の皆様など多くの方々にご協力いただき、無事終了いたしました。この場をお借りして心から御礼を申し上げます。

さて、今回のキャンペーンでは、5つの効果があったと考えています。

1つは、素材磨きなど地域の観光意識の向上です。キャンペーン期間中の特別イベントを初め、地域における素材の発掘や磨き上げ、アートなど新たな活用も進められました。

2つ目は、地域間や事業者間の連携促進です。市町村の枠を超えた広域観光の推進や分野や業種を超えた料理、土産物などの開発、交通機関などとの連携が促進されました。

3つ目は、県民総参加のおもてなし機運の醸成です。12万5,440人のおもてなしサポーターの協力や銀行、コンビニエンスストアなどでの観光案内など、県民のおもてなし意識が向上されました。

4つ目は、全国の旅行会社等とのネットワーク形成です。全国に向けた情報発信や地道なセールス活動の成果として、今後の商品企画や販売促進につながる全国の旅行会社とのネットワークができました。

5つ目は、観光客数の増加です。キャンペーン期間中の7月から9月における観光客数は、対前年比で宿泊客が109.1%、観光施設入場者が126%と大きく増加しました。

経済波及効果につきましては、次のページをごらんください。

観光客数の増加による経済波及効果を民間調査機関に委託して推計したところ、キャンペーン開催に伴う県内需要額、いわゆる直接効果が82億2,033万9千円、直接効果を産み出す原材料を生産するために各産業に派生する第1次間接波及効果が30億3,387万5千円、生産過程で発生した雇用者の所得が家計消費に回って新たな需要を誘発する第2次間接波及効果が20億5,982万2千円と算定されました。

算出された直接効果に第1次間接波及効果、第2次間接波及効果を加えた合計額133億1,403万6千円が、キャンペーンの経済波及効果となります。このうち112億7,

9 1 3 万 2 千 円 が 国 内 観 光 客 に よ る 経 済 波 及 効 果、 2 0 億 3, 4 9 0 万 4 千 円 が 訪 日 外 国 人 に よ る 経 済 波 及 効 果 と な り ま す。

今後は、デスティネーションキャンペーンの効果がもたらした資産を、しっかりと次の取り組みにつなげながら、ツーリズムの振興による地域活性化に一層力を入れていきたいと考えています。

以上でございます。

嶋委員長 ただいまの報告について、ご質疑等はありませんか。

衛藤委員 3つありまして、1つが経済波及効果を出されているんですけども、国外と言ってらっしゃるんですけども、たしかJRがやっているデスティネーションキャンペーンは、あくまで国内向けイベントですよ。なので、はっきりともう除外しちゃったほうがいいのかなと思うのが1つ。

2つ目が、イベントをあわせてやっていたと思うんですよ。道頓堀あたりとか、有楽町で桶パーやったりとか、こういったものの効果検証がどうだったのか。もし効果があるんだったら、やっぱりこれからも観光に力を入れるという方針を打ち出しているので続けていくべきだと思いますし、効果がないんだったら、次にどんなことができるのかというのをやるべきだと思いますし、それが2点目です。

3点目が、いろいろおもてなし受入体制整備事業をやられていると思います。景観の整備とか二次交通対策とか、こういったものに関しては、今後もやっぱり引き続き継続していくべきだと考えるんですけども、その3点についてお伺いできませんでしょうか。

細川観光・地域振興課長 まず1点目の経済波及効果に国外は除外すべきではないかというご意見でございますが、当初からJRを含め、国外客も想定しておりますので、対象としては、国外を入れての算定を想定しておりました。

先ほどご説明したように、国外客の20億3,490万円6千円を除外しても、112億7,913万2千円の国内観光客の経済波及効果が出ておりますので、結果的には100億を目指しておりましたので、超えておりますが、国外を除外して、当初からやっていったわけではございません。これはJRもパスを国外にしっかり売って、収入に努めておるところでございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

2番目のイベント、例えば道頓堀等で行ったイベントがどれだけ効果があったかというのは、個別はなかなか算定が難しい状況でありますので、それぞれこれはスポット的に臨時列車を運行する際に、その印象づけプラス大分県のイメージアップということで策定されたところでありまして、今後、こういうイベントがない限り、そういうスポット的なイベントは行わないこととなりますが、その他、例えば、食の宴会とかTAOの夏の興行、こういうところは、ある一定の効果があった。これは人数が出ますので、そういうところを続けていくかどうかは、各地域で検証しながら継続について検討をさせていただきたいと思います。

3つ目、整備事業でございます。景観の整備、それから二次交通対策、これは雑草木の伐採等で非常に景観がよくなったと好評を得ております。

また、二次交通対策についても、例えば亀の井バスさんがゆふりんということで、別府と湯布院をしっかりとつないで運行していただく、これを継続していくということになっております。効果があったところは、しっかりとつないで、効果がなかったところは、反省し

つつ、景観についても、できるところを取り組んでいく方針でありますので、ご理解賜りたいと思います。

嶋委員長 ほかにご質疑等はないようですので、この報告はこれで終わります。

次の、政策条例の効果の検証については、麻生副議長が会長を務めるおおいた元気創造検討会議において、今後、新たな政策条例の制定に向けた検討を行うに当たり、既に議員提案により制定された政策条例について検証を行うため、執行部に報告を求めたものです。

お手元には、麻生会長から関係常任委員長あての依頼文書と、おおいた元気創造検討会議に報告する様式をお配りしております。

委員会としての意見を付して報告することとなっておりますので、委員の皆さん、よろしく申し上げます。

それでは執行部は報告を続けてください。

細川観光・地域振興課長 資料の８ページをお開きください。

政策条例の効果の検証について、企画振興部所管のおんせん県おおいた観光振興条例についてご説明いたします。

同条例は、観光振興に向けた県議会の強力な後押しとして、本年３月に制定していただいたものです。１０月には、条例に基づく基本計画として日本一のおんせん県おおいたツーリズム戦略２０１５を策定し、平成３０年までの取り組みについて共通目標を定めたところです。

条例に基づき実施している事業について、第２章観光の振興に関する基本的施策に沿ってご説明いたします。

第１節国内外に対する誘客活動の強化につきましては、国内圏域別誘客促進事業や海外誘客促進事業などにより、ターゲットごとの誘客や効果的な情報発信の強化に取り組んでいます。

第２節魅力ある観光地の形成及び人材の育成につきましては、ツーリズム戦略総合対策事業やおんせん県destinationキャンペーン推進事業などにより、人材育成や二次交通対策に加え、観光案内やおもてなし体制の整備に取り組んでいます。

また、第３節観光旅行を促進するための環境の整備につきましては、インバウンド推進事業やおもてなしトイレ緊急整備事業などにより、Wi-Fi環境整備や多言語対応、トイレ整備などの受入環境整備を進めています。

次に、目標に対する達成状況としましては、前ツーリズム戦略に掲げた平成２７年における県内宿泊客数５２０万人、外国人宿泊者数３９万人、観光入込客数１，９００万人に対し、直近の平成２６年統計でそれぞれ５１９万人、３８万５千人、１，８９０万人とほぼ達成できている状況です。

最後に課題と方向性ですが、今後に向けては、destinationキャンペーンを契機に構築した県内の観光推進体制及び県外事業者とのネットワーク等を生かして、継続的に発展させていけるか、また、国内外の激しい競争に埋もれない効果的な情報発信をどのようにしていくかという課題がございます。

ツーリズム戦略推進会議やツーリズムおおいた主催の各種会議などさまざまな機会を通じて緊密な連携を図り、役割分担や協力体制の強化に努めるとともに、さまざまな手法、手段を通じて知恵と工夫を凝らした情報発信に努め、特に海外に向けたウェブを活用した

継続的かつ効果的な情報発信を行うことにより、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。引き続き、議員の皆様のご指導ご支援をお願いいたします。

なお、制定後間もないこともあり、現時点での条例見直し等の必要性はないものと考えております。

以上でございます。

嶋委員長 ただいまご報告がありました条例に基づいて実施している事業の概要、成果についてもお話がありましたけれども、課長からお話のあったとおり、この条例、本年3月の施行ですから、この条例の効果があったから成果が上がったという判断は早計だというふうに思います。まだまだ検証する時期ではないとは思いますが、皆さん方のご意見等々があれば、伺いたいというふうに思っています。

元吉委員 ちょっと不思議だなというこの成果なんですけどね、27年度の宿泊数が520万人で、直近データは519万人、これは1万人少ない。外国人宿泊数の目標から見ると5千人少ないと。観光入込客数が10万人少ないって、それぞれ3つの目標から本当に少しずつ同じ割合程度で少なくなっているんですけど、ここはどういうことなんですかね。普通、これはばらつきがあるのが結果じゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

細川観光・地域振興課長 そういう観点で分析していないので、ここでしっかりお答えはできないですけれども、たまたまそうなっておるということで、これは26年の統計でございますので、27年、もう1年ありますので、それを踏まえて先ほど委員長おっしゃったように、ここも検証しなければいけないと考えております。

27年はデスティネーションキャンペーンで、もう少しふやして、ほぼ達成に持っていかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

藤田委員 今回の条例に関しては、前文にもありますように、やっぱり県民のかかわりというところ、そしてまた、県民みずからが大分県の歴史や文化、あるいは観光情報等を学んだり、みずからも観光旅行に出かけたりということを促すような条例にもなっているので、そういった県民とのかかわりの部分を、じゃこれからも引き続き注視しながらやっていただければありがたいなという思いだけお伝えさせていただきます。

嶋委員長 これは条例に基づいて、さらに幅広くいろんなことに取り組んでいくということが大事だと思いますので、いい検証が来年、再来年あたりできればいいなというふうに思います。

それでは、ただいまのご意見等を踏まえ、おおいた元気創造検討会議に報告したいと思えます。報告する内容につきましては、委員長にご一任いただきたいと思いますよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 以上で、諸般の報告を終わります。

この際、ほかに何かありませんか。

衛藤委員 先般、一般質問をさせていただいた景観行政についてなんですけれども、関連資料で前いただいたんですけど、大分県景観形成の手引というのをつくられて、景観行政団体になった地方自治体向け、市町村向けのガイドライン、これから条例をつくったり、

景観計画をつくる市町村向けのガイドラインをつくられて非常にすばらしいなと思いました。内容も拝見させていただいて、すばらしいなと思いました。

惜しむらくは、景観法が制定されて10年たった去年によくできたということ、これが1つは残念だなということ。

それはさておき、本題として、その中で太陽光発電の取り扱いという項目を1つ設けて、ガイドラインをつくっていらっしゃるんですけども、要望というか、私思うのは、今、太陽光発電だけではなく、風力発電、地熱発電、小水力といったいろんな形の自然エネルギー発電があると思います。こういったところもぜひガイドラインでカバーできるようにしていただいたほうが、よりよいものになるんじゃないのかなと思うのが1つです。

もう1つが、知事の答弁の中で、県民の景観づくりに対する意識を高めるためセミナーをやりますというのがありました。それがこれからやりますなのか、やりましたなのか、ちょっとよくわからなかったんですけど、もしやりましたとしたらどれぐらい、これからやりますでもいいですけども、どれぐらいの事業費を使われているのかなと、どういう内容でどういった事業費を使われているのかなというところを伺います。

以上2点お願いします。

廣瀬景観・まちづくり室長 先ほどのガイドラインの件ですけども、太陽光発電、いろいろ問題がありますので、いろいろな県と話をしております。委員もおっしゃいましたように、やっぱり風力や地熱は景観だけでなく、いろいろな課題もありますので、それぞれの地域の方とうまく融和していただければ。そういうふうな考え方も整理しながら対応させていただければと思います。

それから、セミナーにつきましては、毎年1回必ず開催をさせてもらっています。来年度もしっかりやりたいと思いますけれども、本年度は11月10日に消費生活・男女共同参画プラザでさせていただきました。

中身は富士宮市、あそこは富士山の景観を一生懸命守っていらっしゃいますけれども、そういった取り組みについて民間の方とか含めて210名参加されていましたが、そういった取り組みの紹介ですとか、課題とか、そういったことを。

あとは、実際に集まっていた皆さんでワークショップをやりまして、それぞれの町、地元の自分たちの足元のいわゆる景観づくり、景観について、みんなで考えましょと、そういうこともやりました。

広報の仕方もいろいろあるんですけども、そういった形でちょっと今取り組んでおります。

以上です。

嶋委員長 ほかにないようですので、これをもちまして企画振興部関係の審査を終わります。

お疲れさまでございました。

〔企画振興部退室〕

嶋委員長 閉会中における本委員会の所管事務調査について、お諮りします。

お手元に配付のとおり各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、ご

異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

嶋委員長 ご異議がないので、所定の手続をとることといたします。

この際、ほかに何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

嶋委員長 別にないようですので、本日の委員会を終わります。